

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300120	温泉利用の許可単位の見直し	温泉法第13条	温泉法第13条では「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、環境省令に定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」とされており、許可の単位は原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている。	c	-	温泉法第13条に基づく温泉利用許可は自治事務であり、その趣旨は、温泉が種々の成分を含有しているため、中には、人体に有害なものも皆無ではなく、また、用法によっては人体に害を与えるものも少なくないことから、温泉の適正な利用を確保するため、公共の浴用又は飲用に供するにあたり、都道府県知事において当該基準を地方公共団体に示すことは可能と考える。この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。			c	一般的に温泉利用施設は、多様な温泉の成分や温度、温泉利用に関する地域固有の慣習、利用者の嗜好等を反映し、施設毎に独自の規模・構造を有しており、同一のものはないことから、温泉利用許可にあたっては、こうした多様な施設に対して個別の判断が必要となるため、温泉利用許可の単位について統一的な基準を定めることは困難である。		温泉利用の許可単位について、例えば、許可権者である都道府県の個々の疑義に対する回答をまとめ広く周知すること等の措置を講ずることはできないか。こうした点を含め、改めて具体的な対応策及び実施時期について見解を示されたい。	a	温泉利用の許可の単位について許可権者である都道府県の現状及び疑義を調査し、その調査結果に基づき、個々の疑義に対する回答等をまとめ、これを広く周知する(平成15年度中)。	5050	5050020	富山県	2	温泉を利用しようとする際に必要な許可単位については、原則、浴槽単位のところを施設単位でよいものとする。		温泉利用の許可単位は、原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている一方で、各施設相互間に成分の差異が認められないときには、2以上の施設を一括して許可しても差し支えないとされているが、一括許可には、曖昧な点が多い。施設単位でよいものと明確化を図っていただきたい。(技術的指導といえないが実態は強制的である。)	環境省	
z1300190	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し(排ガス中CO濃度100ppm以下の連続監視に関して)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3、第15条の2の2、同法施行規則第4条の5二のル及びバラ、第12条の7第5項	一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設は、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却することとなり、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する必要がある。	c		TOX計については、ダイオキシン類の排出を連続的に測定するための測定機器として、現在、開発が進められているものと承認しているが、分子量大の大きい前駆物質が測定しにくい等の問題点があり、ダイオキシン類濃度との相関関係が科学的に実証されている状況にないことから、現時点でCO計に替えて採用することは適切ではないと考える。			c	学会において、前駆物質の連続測定装置における測定値の再現性は実証されており、かつダイオキシン濃度との相関性も高いことが確認されている。この点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。		TOX計の実用性に関する情報がさらに蓄積されれば、ダイオキシン類の連続測定機器としてCO計に代えて採用することがあり得るのか具体的に検討されたい。	b	COの連続測定は完全燃焼を担保するために必要であり、TOX計をその代替機器として採用することはできない。ダイオキシン類の連続測定の方法としてのTOX計については、当省の廃棄物処理等科学研究費補助金(平成12年度から平成14年度)によって研究が進められてきたところであり、その実用性が実証されたあかつきには、ダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標としてCOの濃度を用いることが適当でない認められる焼却施設に対し、三ヶ月に1回以上のダイオキシン類測定に代えてTOX計を採用することについて検討したいと考える。	5102	5102350	(社)日本経済団体連合会	35	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し(排ガス中CO濃度100ppm以下の連続監視に関して)		ダイオキシン排出量の測定に関して、排ガス中の一酸化炭素濃度管理のみならず、TOX(ダイオキシンの前駆体)計での連続測定管理を採用することができるよう認めるべきである。	環境省	